

令和4(2022)年度 地域医療構想等の進め方について

栃木県 保健福祉部 医療政策課

地域医療構想の内容(医療法で定められたもの)

1. 2025年の**医療需要**
2. 2025年に目指すべき**医療提供体制**
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための**施策**
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備
医療従事者の確保・養成等

消費税増税分を活用した
地域医療介護総合確保基金
(H26~)で、医療機関の
自主的な取組を支援するなど

地域医療構想で目指す医療提供体制

- 将来の医療需要・受療動向を踏まえた、必要な医療の確保
地域ごとに、① 総量の確保、② 機能ごとの確保、③ 空白地域がないような配置、
など考慮していく
- 医療機能の分化・連携による効率的な医療提供体制の構築
各医療機関の強み、得意分野が見える化し、地域で集約化、役割分担を図る取組など
- 地域での生活を支える、療養環境の整備
地域の特性に合わせ、入院、在宅医療、介護のベストミックスで慢性期の需要を支えていく

「地域医療構想の進め方について」※のポイント

第13回地域医療構想に関するWG 資料1-1

地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

（具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。）

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。

⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。

- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。

・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。

- ①医療機能や診療実績
- ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
- ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

地域医療構想調整会議の運営

- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。

- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

地域医療構想の実現に向けた推進体制

地域医療構想調整会議（県）

- ・調整会議議長、県医師会長、県病院協会、県保険者協議会、調整会議議長を除く郡市医師会の代表、（議題に応じた参加者）
- ・年2回程度開催
- ・調整会議における県の方針、協議の優先度の決定 等

栃木県医療介護総合確保推進協議会

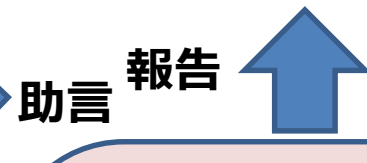
- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理 等



情報共有



報告



助言



報告



助言

地域医療構想調整会議

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言 等

病院及び有床診療所会議 （部会扱い）

- ・全ての病院及び有床診療所
- ・年2回程度開催
- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施



連携

医療・介護の体制整備に係る協議の場

- ・調整会議＋介護療養病床を有する病院、診療所等＋市町（介護保険事業担当課）
- ・年1回程度開催
- ・地域での慢性期の療養等に関する、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、達成状況の共有

具体的対応方針の再検証等について（令和2年1月17日付け医政局長通知のポイント）

1. 基本的な考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施。
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」（診療実績が無い場合も含む。）が9領域全て（以下「A9病院」という。）、又は「B 類似かつ近接」（診療実績が無い場合も含む。）が6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。）となっている公立・公的医療機関等の具体的対応方針を再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求めるもの。
- 厚生労働省の分析結果は、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の实情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。

2. 再検証要請等の内容

宇都宮地域医療構想調整会議とりまとめ部分

（1）再検証対象医療機関（A9・B6病院）の具体的対応方針の再検証

以下①～③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議すること。

B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④についても協議すること。

A9病院が所在する構想区域の調整会議では、必要に応じて、④についても協議すること。

- ① 現在の地域の急性期機能、人口の推移、医療需要の変化等、医療機関を取り巻く環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理
- ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小等）
- ③ ①②を踏まえた4機能別の病床の変動

【構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証】

- ④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）

（2）一部の領域で「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」に該当する公立・公的医療機関等（A1～8・B1～5病院）への対応

調整会議において、A1～8・B1～5病院（人口100万人以上の構想区域を除く。）の具体的対応方針について改めて議論すること。（※）

具体的対応方針の見直しが必要と調整会議が判断した場合、当該医療機関は具体的対応方針の見直しを行い、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

※ 2019年3月までに合意された具体的対応方針における役割及び病床数が現状から変更がないもの等については、将来の医療需要等を踏まえてその妥当性を確認することに留意。

（3）H29病床機能報告未報告医療機関等への対応

調整会議において、H29病床機能報告未報告等医療機関等は、具体的対応方針の妥当性について、直近の自医療機関の実績等を踏まえて説明すること。調整会議において合意が得られなければ、具体的対応方針を見直し、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

3. 主な留意事項

- 定例的な調整会議の会議資料や議事録等ではできる限り速やかな公表に努めること。ただし、国から提供した分析結果は、都道府県の最終確認を踏まえ国が確定するまでは、当該資料等については非公表として取り扱うこと。
また、随時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 公立・公的医療機関等については、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意が必要。等

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を基本として、調整会議での議論を進めること。

今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の状況を把握し、2020年度から2025年までの具体的な進め方（スケジュール等）については、状況把握の結果及び地方自治体の意見を踏まえ、整理の上改めて通知予定。

公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果

医療機関施設名	A 診療実績が特に少ない									A	B 類似かつ近接						B	再検証要請対象医療機関
	がん	心筋梗塞等の心血管疾患	脳卒中	救急医療	小児医療	周産期医療	災害医療	へき地医療	研修・派遣機能	該当数	がん	心筋梗塞等の心血管疾患	脳卒中	救急医療	小児医療	周産期医療	該当数	
部那須赤十字病院									0			●		●			2	
那須南病院	●	●	●		●	●	●	●	7		●	●		●	●		4	
上都賀総合病院		●	●		●	●			4		●	●		●			3	
JCHOうつのみや病院	●	●	●		●	●		●	7	●	●	●	●	●	●		6	
済生会宇都宮病院								●	1			●					1	
NHO栃木医療センター						●		●	3	●	●		●	●	●		5	
NHO宇都宮病院	●	●	●	●	●	●	●	●	9	●	●	●	●	●	●		6	
栃木県立がんセンター		●	●	●	●	●	●	●	8		●	●	●	●	●		5	
芳賀赤十字病院									0								0	
自治医科大学附属病院								●	1				●				1	
新小山市市民病院					●	●	●	●	5						●		1	
とちぎメディカルセンターしもつが		●	●		●	●	●	●	6		●			●	●		3	
獨協医科大学病院								●	1		●			●			2	
佐野厚生総合病院							●	●	2								0	
足利赤十字病院								●	1								0	

- 地域医療構想については、各都道府県に対して、引き続き、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け通知）等における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくこととするが、その際、以下の留意点を追加的に示すこととする。

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
①基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。 ○ その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。 ○ また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされており、こうした動きも見据え、各構想区域において、地域医療構想の実現に向けた取組を進め、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図ることが重要であることに十分留意する。 ○ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。
②具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人口100万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和3年7月1日付け通知）2.（3）において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。 ○ このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
②具体的な取組(つづき)	<p>○ また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。</p> <p>※民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観点の例（2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部や内科的な診療実績、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離 ・ 回復期機能を担う病床…回復期リハビリテーションとそれ以外の機能について、算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担、リハビリの実施状況、予定外の入院患者の状況 ・ 慢性期機能を担う病床…介護保険施設等への転換の意向や転換の状況
③地域医療構想調整会議の運営	<p>○ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。</p> <p>○ 年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。</p> <p>○ 感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。</p>
④検討状況の公表等	<p>○ 検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況をP4に示す様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。</p> <p>○ 各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。</p> <p>○ また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。</p>
⑤重点支援区域	<p>○ 重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。</p>
⑥その他	<p>○ 第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下WG等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。</p>

対応方針の策定や検証見直しへの対応について

これまでの取組状況

- 地域医療構想の実現に向けて、これまで**病床機能報告**や**意向調査・役割調査等**の結果を共有し、各医療機関における**2025年を見据えた医療機能や役割を確認**いただいていた。
- 今年度、改めて意向・役割調査を実施（令和4年10月18日に病院及び有床診療所宛て通知、同年11月21日までに中間回答を依頼）し、2025年における各医療機関の担う予定の役割や課題等について回答いただいた。

→ **今回中間回答を共有**

今後の協議方法（案）

- 今後、**正式回答（12月中旬照会・2月上旬回答（予定））**を踏まえ、**3月開催予定の「病院及び有床診療所会議」で結果一覧を共有、内容確認（合意）**を行う。
- その際、**次の医療機関には、報告いただいた内容について説明**していただくこととする。
 - ・ **病院**（20床以上の一般病床又は療養病床を有する医療機関）
 - ・ **他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止、病床数の変動等**の予定がある旨回答した医療機関
 - ・ 令和元年9月17日の厚労省公表データにより、**「診療実績が少ない」又は「類似かつ近接」に該当した病院**
- 説明いただく内容については、以下のとおりとする。
 - ・ **現在の役割と2025年の役割、感じている課題**（含む、**働き方改革による影響**）について
 - ・ 他の医療機関との機能統合等の予定がある場合、その内容
 - ・ **新公立病院改革プラン・公立病院経営強化プラン**の策定対象の場合、その内容
 - ・ 令和4年度病床機能報告で**休棟を有すると回答した病院**の場合、**休棟の今後の方針（廃止・再開等）やスケジュール等**

※ 令和4年9月12日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「地域医療構想調整会議における検討状況等の確認について（依頼）」に基づく検討状況の確認については、各医療機関からの回答がとりまとまった段階で、適宜栃木県のホームページにて公開させていただきます。

資料1-2

	2025時点で、自医療機関が担う意向のある診療機能または診療内容 (該当する診療機能または診療内容を○を付けてください。)	大項目	(1)手術療法	(2)手術療法	(3)手術療法	(4)手術療法	(5)手術療法	(6)手術療法	(2)放射線療法	(3)放射線療法	(4)放射線療法	(5)放射線療法	(6)放射線療法	(7)放射線療法	(3)化学療法	(4)化学療法	(5)化学療法	(6)化学療法	(7)化学療法	(8)化学療法	高度急性期病床	急性期病床	回復期病床	慢性期病床	その他	合計	
		中項目	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器							
1	鷺谷記念病院																									0	
2	医療法人社団高砂会 飯田病院																										0
3	上野病院																					0	0	0	103	0	103
4	報徳会宇都宮病院																										0
5	JCHOうつのみや病院																										0
6	皆藤病院																					0	0	0	79	0	79
7	宇都宮リハビリテーション病院																					0	0	96	0	0	96
8	医療法人慶晴会 宇都宮南病院																										0
9	済生会宇都宮病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	479	165	0	0	0	644
10	白澤病院																										0
11	宇都宮第一病院				○																	0	162	0	0	0	162
12	沼尾病院																										0
13	NHO栃木医療センター			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	338	0	0	0	0	350
14	原眼科病院																				0	30	0	0	0	0	30
15	宇都宮中央病院																				0	50	0	60	88	198	
16	栃木県立リハビリテーションセンター																						12	33			45
17	NHO宇都宮病院		○	○	○	○	○								○	○	○				0	130	100	150	0	380	
18	宇都宮東病院																				0	10	30	0	102	142	
19	佐藤病院																				0	43	0	0	0	0	43
20	宇都宮記念病院																										0
21	倉持病院																										0
22	栃木県立がんセンター		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	291	0	0	0	0	291
23	藤井脳神経外科病院																										0
24	柴病院																										0
25	宇都宮内科病院																				0	0	0	89	0	0	89
26	第宇都宮リハビリテーション病院																										0
27	宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院																										0
28	おおくぼ眼科																										0
29	早津眼科医院																										0
30	宇都宮脳脊髄センター																										0
31	宇都宮肛門・胃腸クリニック																										0
32	ゆめクリニック																										0
33	大野内科医院																										0
34	高橋内科胃腸科外科																					0	0	0	19	0	19
35	かわつクリニック																										0
36	のうか眼科																					0	6	0	0	0	6
37	高橋レディースクリニック																										0
38	佐々木記念クリニック																										0
39	アルデミス宇都宮クリニック																										0
40	はぎわらクリニック																										0
41	こいけレディースクリニック																					0	0	0	0	16	16
42	根本外科胃腸科医院																										0
43	宇都宮整形外科内科クリニック																										0
44	柴崎外科医院																										0
45	目黒医院																					0	3	5	10	0	18
46	富塚メディカルクリニック																					0	19	0	0	0	19
47	高橋あきら産婦人科医院																										0
48	奥田クリニック																					0	0	0	17	0	17
49	かしわぶち産婦人科																										0
50	ちかざわLadies'クリニック																										0
51	矢野整形外科医院																										0
52	みずほの耳鼻咽喉科																										0
53	宇都宮協立診療所																					0	0	19	0	0	19
54	村山医院				○																	0	19	0	0	0	19
55	中田ウィメンズ&キッズクリニック																										0
56	福島眼科医院																										0
57	たかしま耳鼻咽喉科																					0	4	0	0	0	4

外来機能報告及び紹介受診重点医療 機関について

医療政策課

1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 → ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

➡ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



（「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ）

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

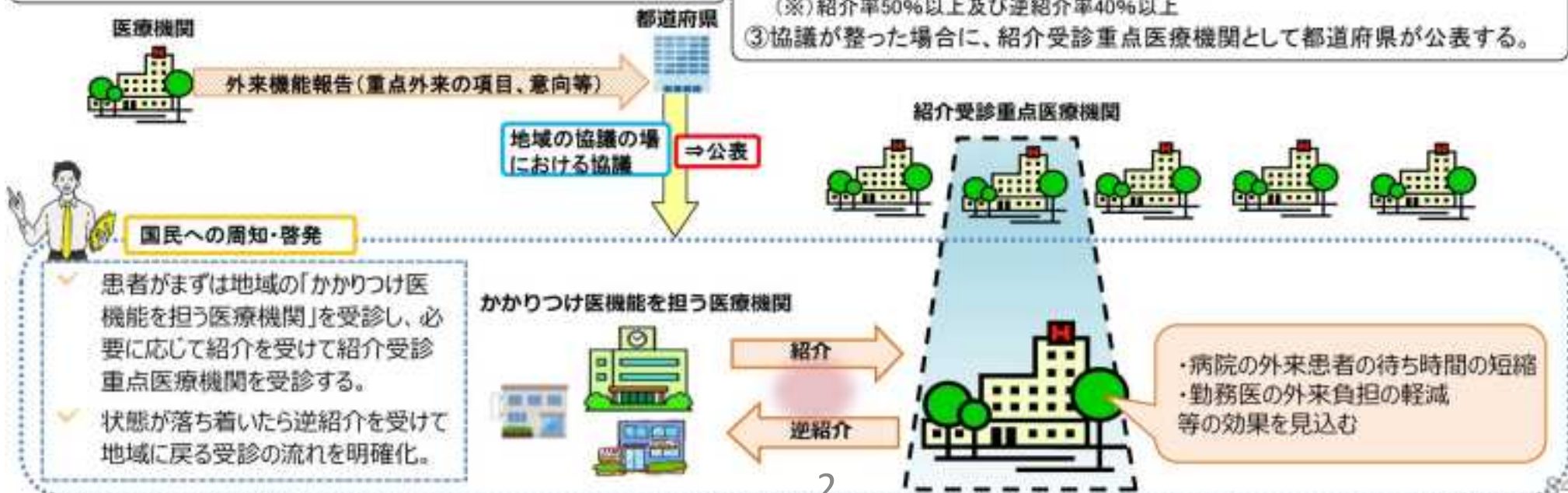
※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
(※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
(※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



○ 病床機能報告及び今年度より開始される外来機能報告は、報告期間が10月1日から11月30日と定められている。その中で、診療実績を報告する「報告様式2」については、医療機関の事務負担軽減等のため、レセプト情報・特定健診等データベース（NDB）の集計結果を提供した上で、11月1日から11月30日に報告いただく予定であった。

○ 今般、集計のために参照しているNDBにおいて一部レセプト情報の補正作業を行う必要があることから、病床機能報告及び外来機能報告について、報告様式2の報告開始を延期したところ。

※ なお、報告様式2の開始の延期については、11月14日付事務連絡等により都道府県及び医療機関に対して周知を行った。

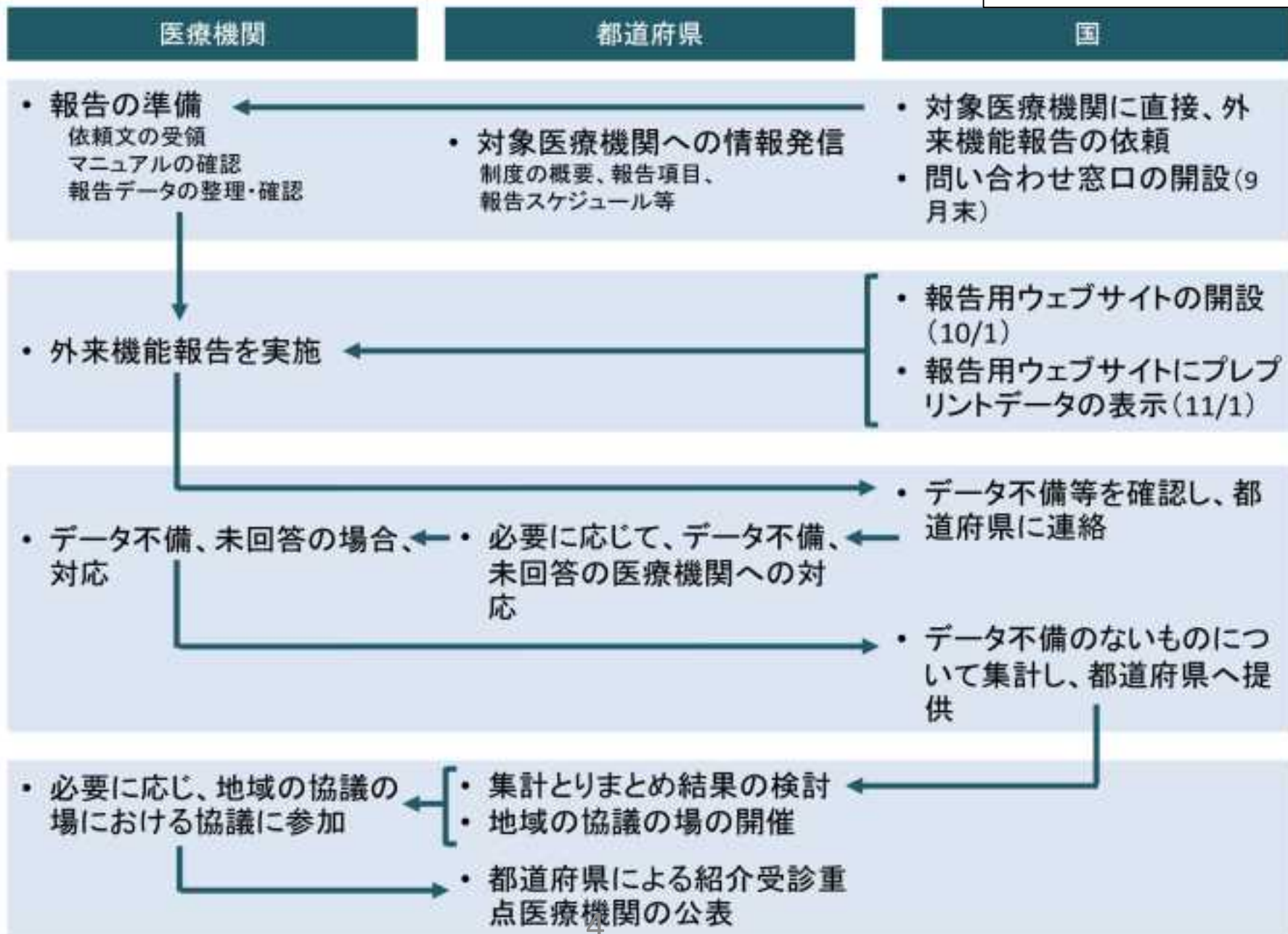
○ 当該事象の影響を受けたのは外来機能報告のみであり、病床機能報告については影響を受けていないことが判明したため、それぞれについて下記の通り対応いただくこととし、12月7日に通知を発出した。

・ 病床機能報告については、令和4年12月8日より報告様式2の報告を開始し、報告様式1・2ともに、報告期限を令和5年1月13日までとする。

・ 外来機能報告については、一部レセプト情報の補正作業後に再度集計を行う必要があるため、令和5年2月下旬から3月上旬に開始することを目途に、詳細については改めて通知を発出する。なお、報告期限についても報告開始時期と併せて改めてお知らせすることとする。

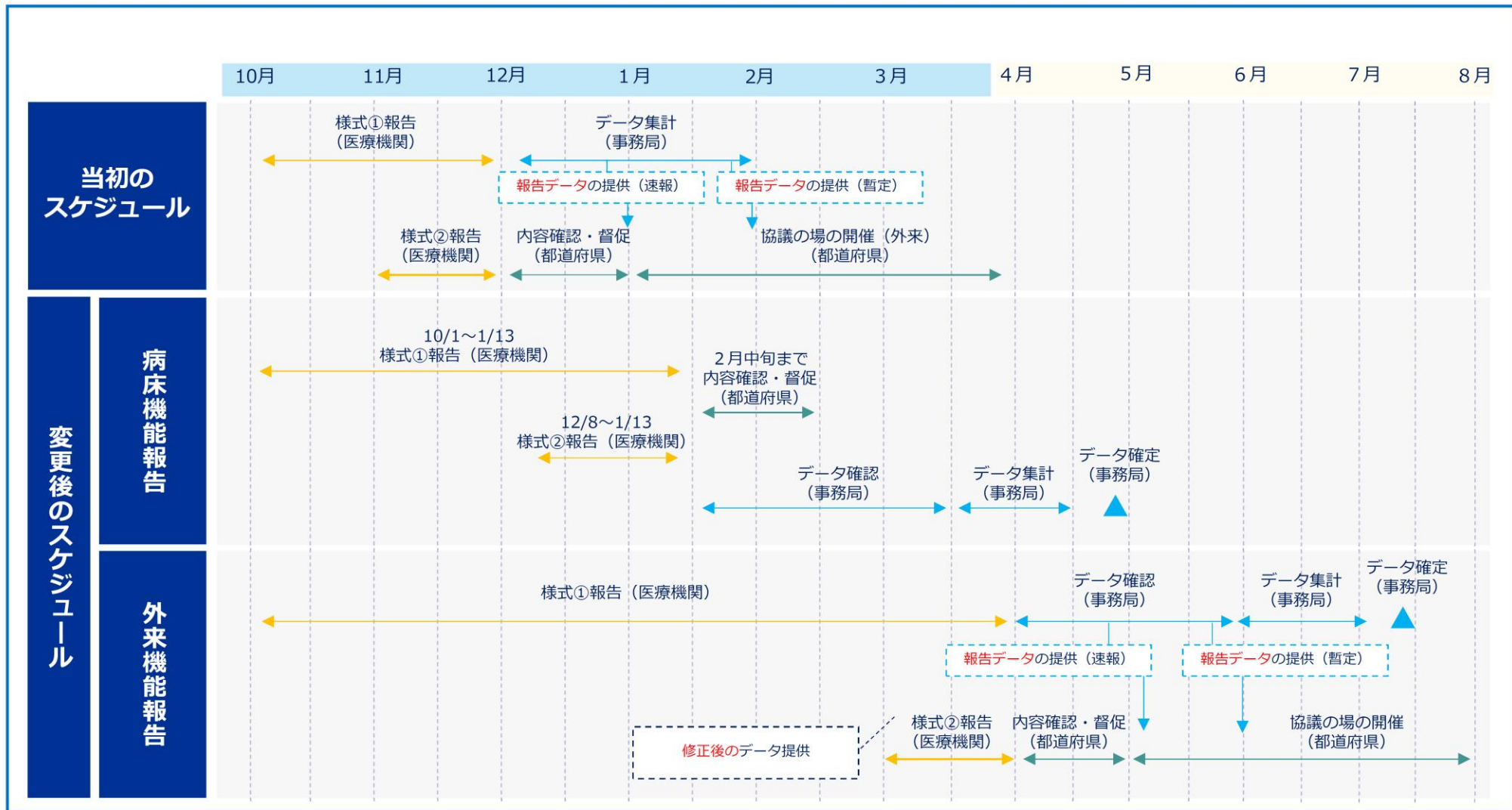
外来機能報告の当初のスケジュール（延期前）

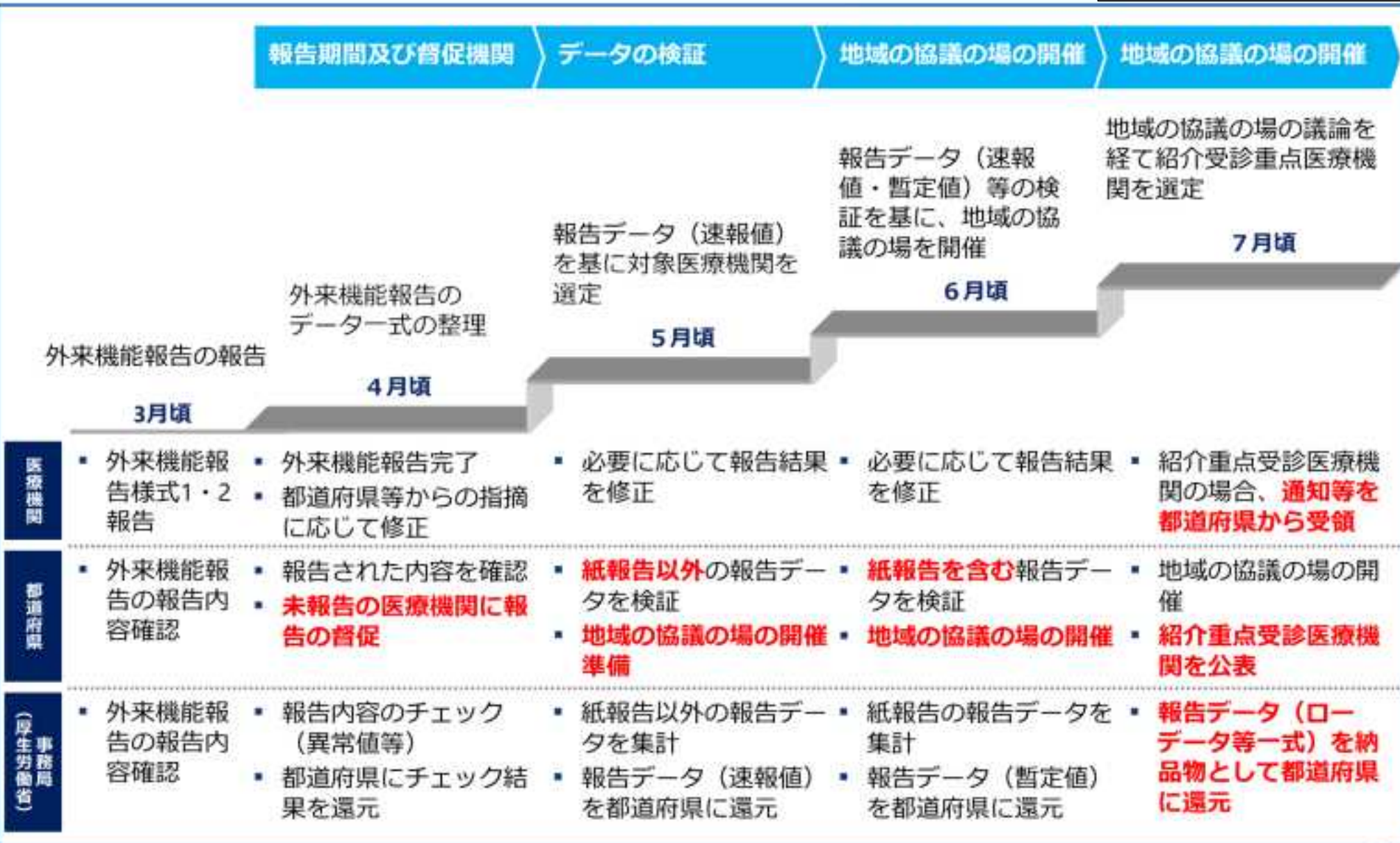
令和4年12月14日(水)
 外来機能報告制度に関する説明
 会資料より抜粋



(参考) 今後のスケジュールについて(1/2):全体スケジュール

- ←→ : 医療機関
- ←→ : 都道府県
- ←→ : 事務局 (厚労省)





※現在、調整中の内容も含むため取り扱いに留意すること

協議の場の進め方の全体像

1.

医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）の基準の確認



- 紹介受診重点外来の基準を確認の上、対象医療機関を抽出
 - 初診基準:40%以上
(初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)
 - 再診基準が25%以上
(再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)

2.

紹介受診重点医療機関となる意向の有無



- 医療機関の意向を確認するため、外来機能報告様式1の4.「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向の有無において、医療機関の意向を確認

3.

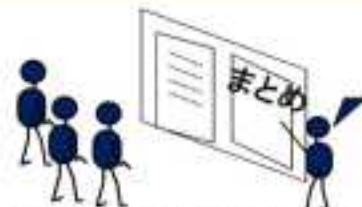
協議の場における検討



- 下記の要件等を前提に関係者で協議
 - 紹介受診重点外来に関する基準
 - 紹介受診重点医療機関の役割を担う意向
- 紹介受診重点外来に関する基準と医療機関の意向が合致しない医療機関は、当該地域の地域性や当該医療機関の特性等を考慮して再度協議を実施
- 状況に応じて持ち回り、文書提出のみとするなどの柔軟な対応も可能

4.

協議の場における議論のとりまとめ



- 医療機関の意向と地域の協議の場での結論が最終的に一致したものに限り、紹介受診重点医療機関とし、都道府県において、協議結果を取りまとめて公表すること

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進

令和4年12月14日(水)
外来機能報告制度に関する説明
会資料より抜粋

意向あり

意向なし

紹介受診重点外来の基準

満たす
満たさない

1 紹介受診重点医療機関
* 「外来医療に係る地域の協議の場」での確認

2 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

3 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議



「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して
協議（1回目）



医療機関の意向と異なる結論
となった場合

協議を再度実施（2回目）



【協議を進める上で必要な事項】

- 協議の場における検討については、以下の内容を参考とする。
 - ・ 紹介受診重点外来の基準（初診40%以上かつ再診25%以上）
 - ・ 紹介受診重点医療機関となる意向
 - ・ 紹介率・逆紹介率の水準（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）
 - ・ 当該医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関 等）
 - ・ 外来医療の実施状況や当該地域の地域性
 - ・ 必要に応じ、医療機関から提出を受けた、紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向が合致しない理由書等
- なお、協議の場を行う前に、協議の場での結論の取りまとめ方法について、確認しておくことが望ましい。

意向あり

意向なし

紹介受診重点外来の基準

満たす

満たさない

1 紹介受診重点医療機関
*「外来医療に係る地域の協議の場」での確認

2 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

3 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議



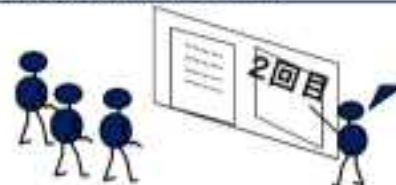
「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して
協議（1回目）



医療機関の意向と異なる結論
となった場合

協議を再度実施（2回目）



【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - ・ 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、紹介受診重点医療機関の趣旨等について説明し、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

協議フローについて



再協議となった案件については、ガイドラインに基づいて、協議を行い、最終的に医療機関の意向と協議の場の結論が合致したものに限り、紹介受診重点医療機関として公表を行う。

外来機能報告における報告結果の公表について

令和4年12月14日(水)
外来機能報告制度に関する説明
会資料より抜粋

- 医療法第30条の13第4項の規定及び医療法施行規則に基づき、都道府県は病床機能報告の報告結果について、インターネット等を通じて公表することとしている。
- また、厚生労働省としても、各医療機関の病床機能報告のデータを、オープンデータとしてホームページ上に掲載している。
- 外来機能報告においても病床機能報告と同様に、医療法及び医療法施行規則において、都道府県は外来機能報告により報告された事項について、公表することとして記載されている。

【医療法】

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床療養病床又は一般病床を有するもの(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分(以下「病床の機能区分」という。)に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

四 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

第三十条の十八の二

一 当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

第三十条の十八の三

一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

【医療法施行規則】

(外来機能報告の公表)

第三十条の三十三の十四 都道府県知事は、法第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の三第二項の規定により準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

病床機能報告

令和3年度病床機能報告の報告結果について
令和3年度病床機能報告における医療機関ごとの報告結果を集約しています。
下記のリンクから、ファイルをダウンロードすることができます。

○ファイルのダウンロードはこちら(啓業の関係上、一部ファイルは暗号化に付しています。)

- 留意事項	- 診療所票
- 施設票	- 様式2-病棟票(月別)
- 様式1-病棟票	- 様式2-病棟票(年間合計)
- 北海道_東北地方	- 北海道_東北地方
- 関東地方(茨城県-千葉県)	- 関東地方(茨城県-千葉県)
- 関東地方(東京都-神奈川県)	- 関東地方(東京都-神奈川県)
- 中部地方	- 中部地方
- 近畿地方	- 近畿地方
- 中国・四国地方	- 中国・四国地方
- 九州・沖縄地方	- 九州・沖縄地方

○留意事項
1. 病床機能報告の報告対象は、一般病床又は療養病床を有する病院及び診療所です。
都道府県に対する報告が完了していない医療機関の情報は、当ホームページには掲載されておりません。

紹介受診重点医療機関の公表に向けた周知

- 令和4年度診療報酬改定により「紹介受診重点医療機関入院診療加算」が新設されたところ。
- 当該加算については、特定の条件を満たし、都道府県において公表されたものに限り算定できることとなっている。
- 医療機関が当該加算を遅滞なく算定できるよう、迅速な公表をお願いしたい。

令和4年度診療報酬改定の概要令和4年3月4日版（抜粋）

令和4年度診療報酬改定 1-4 外来医療の機能分化等-2




紹介受診重点医療機関における入院診療の評価の新設

- 「紹介受診重点医療機関」において、入院機能の強化や勤務医の外来負担の軽減等が推進され、入院医療の質が向上することを踏まえ、当該入院医療について新たな評価を行う。

（新） 紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点（入院初日）

【算定要件】

- 「**外来機能報告重点医療機関等**（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県により公表されたものに限り、**一般病床の数が200未満であるものを除く、**）である保険医療機関に入院している患者（第1部の入院基本料（特例入院基本料を除く。）のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、**入院初日に限り**所定点数に付加する。
- 区分番号A204に属する**地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。**

- 凡例
-  : 対象医療機関の算定確認
 -  : 公表方法（確認方法）
 -  : 算定方法

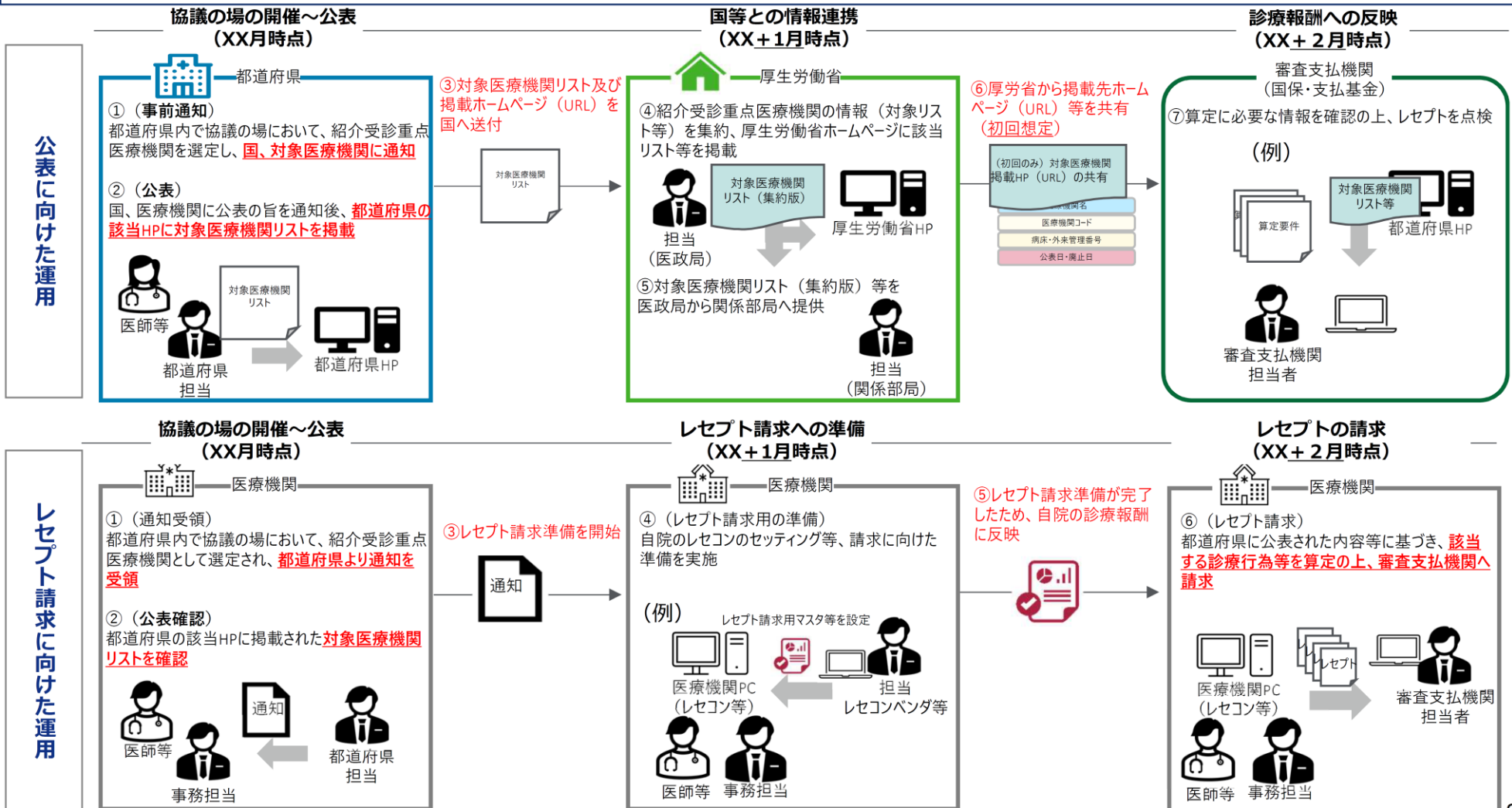
公表に向けた都道府県の対応

- 対象医療機関の選定：
 - 紹介受診重点外来の水準（初診基準が40%以上かつ再診基準が25%以上）を満たしていること
 - 紹介率及び逆紹介率は、地域医療支援病院の定義（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）を参考にすること 等
- 地域の協議の場における検討：
 - 紹介受診重点医療機関の取りまとめに当たっては、医療機関の特性や地域性を考慮する必要
 - 紹介受診重点外来に関する基準を参考にすること
 - 医療機関の意向に基づき、地域の協議の場で確認することにより、地域の実情を踏まえること
- 都道府県による公表：
 - 上記を踏まえて、紹介受診重点医療機関について、都道府県のホームページ等に公開

協議の場における結果の公表方法について（1/2）

令和4年12月14日(水)
 外来機能報告制度に関する説明
 会資料より抜粋

- 紹介受診重点医療機関は、地域の協議の場の議論を踏まえて選定されることとなっている。
- 医療機関が「紹介受診重点医療機関入院診療加算」等の診療報酬に関与する内容を踏まえてレセプト請求を行うためには、都道府県が医療機関に適切なタイミングで周知し、公表されることが求められる。



※現在、調整中の内容も含むため取り扱いに留意すること

- 都道府県において、紹介受診重点医療機関についてとりまとめた後に、対象医療機関に通知の上、都道府県ホームページに掲載をお願いしたい。
- また、以下の所定の様式(案)*及び掲載先ホームページ(URL)を厚生労働省医政局地域医療計画課あて、併せて報告をお願いする。

紹介重点受診医療機関リスト (イメージ) *

令和●年●月●日

紹介重点受診医療機関

No	県番号	県名	医療機関コード	病床・外来管理番号	医療機関名称	公表日	廃止日
1	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	
2	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	
3	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	令和●年●月●日
4	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	令和●年●月●日
5	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	

※様式は情報が確定され次第お送りする予定

※現在、調整中の内容も含むため取り扱いに留意すること

※令和4年度外来機能報告については報告期限が延長されており、未確定(作成途中)の情報です。

構想区域	医療機関名	医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関となる意向の有無
県北	なす療育園	
県北	那須赤十字病院	○
県北	那須中央病院	
県北	室井病院	
県北	矢板南病院	
県北	国際医療福祉大学塩谷病院	
県北	那須脳神経外科病院	
県北	国際医療福祉大学病院	○
県北	黒磯病院	
県北	福島整形外科病院	
県北	菅間記念病院	
県北	栃木県医師会塩原温泉病院	
県北	黒須病院	
県北	那須南病院	
県北	菅又病院	
県北	高根沢中央病院	
県北	高野病院	
県北	原眼科医院	
県北	だいなりハビリクリニック	
県北	斉藤内科医院	
県北	井上眼科医院	
県北	藤田医院	
県北	きうち産婦人科医院	
県北	尾形クリニック	
県北	村井胃腸科外科クリニック	
県北	伊野田眼科クリニック	
県北	さくら産院	
県北	たかはし眼科	
県北	見川医院	
県北	なすのがはらクリニック	
県西	御殿山病院	
県西	上都賀総合病院	
県西	川上病院	
県西	日光市民病院	
県西	足尾双愛病院	
県西	森病院	
県西	今市病院	
県西	日光野口病院	
県西	獨協医科大学日光医療センター	
県西	大野医院	
県西	細川内科・外科・眼科	
県西	竹村内科腎クリニック	
県西	荒木医院	
県西	鹿沼脳神経外科	
県西	吉沢眼科医院	
県西	つつみ眼科クリニック	
県西	小林産婦人科医院	
県西	見龍堂クリニックかわせみ	

※令和4年度外来機能報告については報告期限が延長されており、未確定(作成途中)の情報です。

構想区域	医療機関名	医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関となる意向の有無
県西	阿久津医院	
県西	新沢外科	
県西	見龍堂医療福祉総合クリニック	
県西	亀森レディースクリニック	
宇都宮	鷺谷病院	
宇都宮	医療法人社団高砂会 飯田病院	
宇都宮	上野病院	
宇都宮	報徳会宇都宮病院	
宇都宮	JCHOうつのみや病院	
宇都宮	皆藤病院	
宇都宮	宇都宮リハビリテーション病院	
宇都宮	医療法人慶晴会 宇都宮南病院	
宇都宮	済生会宇都宮病院	○
宇都宮	白澤病院	
宇都宮	宇都宮第一病院	
宇都宮	沼尾病院	
宇都宮	NHO栃木医療センター	○
宇都宮	原眼科病院	
宇都宮	宇都宮中央病院	
宇都宮	栃木県立リハビリテーションセンター	
宇都宮	NHO宇都宮病院	
宇都宮	宇都宮東病院	
宇都宮	佐藤病院	
宇都宮	宇都宮記念病院	
宇都宮	倉持病院	
宇都宮	栃木県立がんセンター	
宇都宮	藤井脳神経外科病院	
宇都宮	柴病院	
宇都宮	宇都宮内科病院	
宇都宮	第2宇都宮リハビリテーション病院	
宇都宮	宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院	
宇都宮	おおくぼ眼科	
宇都宮	早津眼科医院	
宇都宮	宇都宮脳脊髄センター	
宇都宮	宇都宮肛門・胃腸クリニック	
宇都宮	ゆめクリニック	
宇都宮	大野内科医院	
宇都宮	高橋内科胃腸科外科	
宇都宮	かわつクリニック	
宇都宮	のうか眼科	
宇都宮	高橋レディースクリニック	
宇都宮	佐々木記念クリニック	
宇都宮	アルテミス宇都宮クリニック	
宇都宮	はぎわらクリニック	
宇都宮	こいけレディースクリニック	
宇都宮	根本外科胃腸科医院	
宇都宮	宇都宮整形外科内科クリニック	
宇都宮	柴崎外科医院	

※令和4年度外来機能報告については報告期限が延長されており、未確定(作成途中)の情報です。

構想区域	医療機関名	医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関となる意向の有無
宇都宮	目黒医院	
宇都宮	冨塚メディカルクリニック	
宇都宮	高橋あきら産婦人科医院	
宇都宮	奥田クリニック	
宇都宮	かしわぶち産婦人科	
宇都宮	ちかざわLadies'クリニック	
宇都宮	矢野整形外科医院	
宇都宮	みずほの耳鼻咽喉科	
宇都宮	宇都宮協立診療所	
宇都宮	村山医院	
宇都宮	中田ウイメンズ&キッズクリニック	
宇都宮	福島眼科医院	
宇都宮	たかしま耳鼻咽喉科	
県東	真岡病院	
県東	福田記念病院	
県東	芳賀赤十字病院	
県東	菊池病院	
県東	芳賀中央病院	
県東	真岡中央クリニック	
県東	小菅クリニック	
県東	真岡メディカルクリニック	
県東	岡田・小松崎クリニック	
県東	桜井内科医院	
県東	二宮中央クリニック	
県東	普門院診療所	
県南	西方病院	
県南	とちぎメディカルセンターしもつが	
県南	星風会病院星風院	
県南	中野病院	
県南	とちぎメディカルセンターとちのき	
県南	新小山市民病院	○
県南	星野病院	
県南	小山厚生病院	
県南	光南病院	
県南	杉村病院	
県南	南栃木病院	
県南	小山整形外科内科	
県南	自治医科大学附属病院	○
県南	小金井中央病院	
県南	医療法人社団友志会 石橋総合病院	
県南	新上三川病院	
県南	獨協医科大学病院	
県南	野木病院	
県南	リハビリテーション花の舎病院	
県南	リハビリテーション翼の舎病院	
県南	おおひらレディスクリニック	
県南	整形外科メディカルパス	
県南	藤沼医院	

※令和4年度外来機能報告については報告期限が延長されており、未確定(作成途中)の情報です。

構想区域	医療機関名	医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関となる意向の有無
県南	医療法人社団 関根整形外科医院	
県南	やまなかレディースクリニック	
県南	さくらのクリニック	
県南	小山クリニック	
県南	すずき整形外科	
県南	小山すぎの木クリニック	
県南	船田内科外科医院	
県南	医療法人みやび 樹レディースクリニック	
県南	木村クリニック	
県南	和田マタニティクリニック	
県南	中央クリニック	
県南	都丸整形外科医院	
県南	国分寺さくらクリニック	
県南	まきた眼科 石橋院	
県南	クララクリニック	
県南	多島外科胃腸科	
両毛	足利第一病院	
両毛	あしかがの森足利病院	
両毛	足利中央病院	
両毛	長崎病院	
両毛	鈴木病院	
両毛	皆川病院	
両毛	足利赤十字病院	○
両毛	本庄記念病院	
両毛	今井病院	
両毛	佐野市民病院	
両毛	佐野厚生総合病院	
両毛	佐野医師会病院	
両毛	栃木産科婦人科医院	
両毛	医療法人 柏瀬眼科	
両毛	鹿島整形外科	
両毛	みなみ眼科	
両毛	医療法人社団 浅岡医院	
両毛	両毛クリニック	
両毛	大岡胃腸内科	
両毛	田村レディースクリニック	
両毛	伏島クリニック	
両毛	かしま産婦人科	
両毛	匠レディースクリニック	
両毛	医療法人愛仁会 佐野利根川橋クリニック	
両毛	岡医院	

医療機関名	令和4(2022)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	R7 高度急性期	R7 急性期	R7 回復期	R7 慢性期	R7 休棟予定	R7 廃止予定	R7介護保険 施設等	R7 計
鷲谷病院	0	51	0	59	0	0	110	0	51	0	59	0	0	0	110
医療法人社団高砂会 飯田病院															
上野病院	0	0	0	103	0	0	103	0	0	0	103	0	0	0	103
報徳会宇都宮病院	0	59	0	60	0	0	119	0	59	0	60	0	0	0	119
JCHOうつのみや病院	0	98	95	0	6	0	199	0	98	95	0	0	0	0	193
皆藤病院	0	0	0	79	0	0	79	0	0	0	79	0	0	0	79
宇都宮リハビリテーション病院	0	0	96	0	0	0	96	0	0	96	0	0	0	0	96
医療法人慶晴会 宇都宮南病院	0	33	0	24	0	0	57	0	33	0	24	0	0	0	57
済生会宇都宮病院	479	169	0	0	0	0	648	479	165	0	0	0	0	0	644
白澤病院	0	0	0	159	0	0	159	0	0	0	159	0	0	0	159
宇都宮第一病院	0	180	0	0	0	0	180	0	120	0	60	0	0	0	180
沼尾病院															
NHO 栃木医療センター	12	332	0	0	0	0	344	12	332	0	0	0	0	0	344
原眼科病院	0	30	0	0	0	0	30	0	30	0	0	0	0	0	30
宇都宮中央病院	0	0	50	148	0	0	198	0	0	50	148	0	0	0	198
栃木県立リハビリテーションセンター	0	0	0	80	0	0	80	0	0	80	33	0	0	0	113
NHO 宇都宮病院															
宇都宮東病院	0	0	0	142	0	0	142	0	0	0	40	0	0	102	142
佐藤病院	0	43	0	0	0	0	43	0	43	0	0	0	0	0	43
宇都宮記念病院	0	217	0	0	0	0	217	0	217	0	0	0	0	0	217
倉持病院	0	96	0	0	0	0	96	0	96	0	0	0	0	0	96
栃木県立がんセンター	0	210	0	0	81	0	291	0	291	0	0	0	0	0	291
藤井脳神経外科病院	0	56	57	0	0	0	113	0	56	57	0	0	0	0	113
柴病院	0	50	0	60	0	0	110	0	50	0	60	0	0	0	110
宇都宮内科病院	0	0	0	89	0	0	89	0	0	0	89	0	0	0	89
第2宇都宮リハビリテーション病院	0	0	30	180	0	0	210	0	0	240	0	0	0	0	240
宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院	0	100	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0
おおくぼ眼科															
早津眼科医院	0	9	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	9
宇都宮脳脊髄センター															
宇都宮肛門・胃腸クリニック	0	16	0	0	0	0	16	0	16	0	0	0	0	0	16

医療機関名	令和4(2022)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	R7 高度急性期	R7 急性期	R7 回復期	R7 慢性期	R7 休棟予定	R7 廃止予定	R7介護保険 施設等	R7 計
ゆめクリニック	0	11	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	11
大野内科医院	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	4	0	0	4
高橋内科胃腸科外科	0	0	0	19	0	0	19	0	0	0	19	0	0	0	19
かわつクリニック															
のうか眼科	0	6	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	6
高橋レディスクリニック	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
佐々木記念クリニック	0	0	0	19	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0
アルテミス宇都宮クリニック	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
はぎわらクリニック	0	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0
こいけレディスクリニック	0	16	0	0	0	0	16	0	16	0	0	0	0	0	16
根本外科胃腸科医院	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
宇都宮整形外科内科クリニック															
柴崎外科医院	0	18	0	0	0	0	18	0	18	0	0	0	0	0	18
目黒医院	0	0	0	18	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18
富塚メディカルクリニック	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
高橋あきら産婦人科医院	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	15	0	0	15
奥田クリニック	0	0	0	17	0	0	17	0	0	0	17	0	0	0	17
かしわぶち産婦人科															
ちかざわLadies'クリニック	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
矢野整形外科医院	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
みずほの耳鼻咽喉科	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮協立診療所	0	0	19	0	0	0	19	0	0	19	0	0	0	0	19
村山医院	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
中田ウィメンズ&キッズクリニック	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
福島眼科医院	0	10	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0	0	10
たかしま耳鼻咽喉科	0	4	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	4
計	491	1,975	347	1,256	106	4	4,179	491	1,864	637	968	19	0	102	4,081